

参考: 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(測量成果等編)より

3.1.3. 測量成果等における個人識別の可能性

(1) 測量成果等の単独による個人識別について

一般的な測量成果等に単独で特定の個人を識別できる情報は無い。
 ただし、測量記録における点の記や利用目的に従い地図に居住者の氏名が記載されているものなどの測量成果等も存在する。

測量は、現地実測、あるいは空中写真等を使用して、地物、地貌を計測し、表現するものであり、測量の結果、作製される地図等は、基本的には現実を抽象化して記号等で表現されたものであり、外部から確認できるものが記載される。

公共測量作業規程を作成するための一般的な規範である「作業規程の準則」の付属資料の公共測量標準図式における数値地形図データ取得分類コード表は、一般的に公共測量で数値地形図を作成するとき取得する地物等に網羅的にコードを付しているものであるが、外部から確認できる現実のものを抽象化して表現しているものであり、単独で特定の個人を識別する情報は無い。

また、空中写真や衛星画像の画像データについては、デジタル航空カメラの出現により撮影された画像の解像度が高くなり、空中写真においては人影程度であれば識別できるようになったものの、現状の技術レベルで撮影し提供されている空中写真の解像度(地上画素寸法 5cm 程度)では、特定の個人を識別することはできない。(空中写真の解像度については、「4 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」を参照)

他方、測量記録の点の記においては、測量標の利用者が所在地及び所有者の確認の目的に作成されるものである。したがって、点の記では、作業者の氏名や土地の所有者の氏名が記載されているものであり、単体で特定の個人を識別できる可能性がある。しかし、点の記の作成時には、土地の所有者等から承諾を得て、その際に、点の記が閲覧によって公開されること等について、本人の確認を取ったり、承諾書等に公開することを明記するなど、個人情報を含む情報の公開のための手続きを行っている。この手続きを経た場合、個人情報保護法の提供制限の例外規定が適用され、個人情報を含む情報を提供することができる。

また、公共測量成果の地図においては、利用目的に応じて個人の氏名が記載されている場合がある。この場合は、個人情報を含むため、取扱いに注意しなければならない。

③ 空中写真の個人情報該当性

空中写真撮影における現在の技術水準では、地上画素寸法 5cm 程度の撮影がデジタル航空カメラを用いることにより可能となり、人影程度のものが識別できるようになったが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は依然困難である。また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素など、個人の特定につながる情報を記録していないため、撮影時に記録される情報と他の情報と照合した場合でも個人の特定にはつながらない情報のみであるため、現在の技術水準で撮影される空中写真は個人情報に該当しない。

【参考】空中写真の解像度(地上画素寸法)別による視認性

地上画素寸法	人の顔	車のナンバー	洗濯物	塀・垣根・庭木	消火栓	道路白線	車種	家屋
	面 20cm× 30cm	面 30cm× 15cm	線 40cm× 5cm	線 数 cm× 線 m	面 40cm× 60cm	線 数 m× 20cm	面 2.5m× 4m	面 4m× 8m
5cm	×	×	△	○	○	○	○	○
10cm	×	×	×	△	○	○	○	○
20cm	×	×	×	×	△	△	○	○
40cm	×	×	×	×	×	×	△	○
1m	×	×	×	×	×	×	×	△
2.5m	×	×	×	×	×	×	×	×
5m	×	×	×	×	×	×	×	×

×: 判読不可能 △: 周辺状況により判読可能 ○: 十分判読可能
 (高解像度航空写真の取扱いに関する研究会「高解像度航空写真のインターネット公開における注意喚起」一部加筆)

【参考】空中写真(巻末参考図10及び11参照)

参考として例示した空中写真は、地上画素寸法 5cm のデジタル空中写真である。(参考図 10) また、参考図 11 には、参考図 10 の赤枠部分を縮尺 1/150 相当まで拡大したものである。

【参考】人物の写り方(巻末参考図12参照)

参考として例示した空中写真は、人物の写り方について、地上画素寸法 5cm のデジタル空中写真と地上画素寸法 20cm のデジタル空中写真を比較したものである。

表 3-5 データ取得におけるパーソナルデータの有無 (例) P15

3.3.3. 測量成果等を公開・閲覧に供する際のプライバシー保護の留意点

測量成果等のうち地図については、プライバシーを直接的に侵害する可能性は一般的にない。空中写真等については、地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー保護とを概ね両立できる地上解像度の水準を40cm程度とすることが適切である。

なお、空中写真等や地上写真等を公開し・閲覧に供する際は、地理空間情報活用推進基本法の理念に沿った目的と効果を明確にした上で、(関係する)本人からのプライバシー保護に関するクレームに迅速に対応できるよう、当該被写体の塗りつぶし、ぼかし等の加工措置を効率的に実施できるよう態勢を整備することが不可欠である。

(1) 地図におけるプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

一般に国、地方公共団体等が作成する地図は、地物や地形などの現実を一定の規則に従った記号などに抽象化し表現しているものであり、外部から確認できるものが記載される。

公共測量作業規定を作成するための『作業規定の準則』には、付属資料として、公共測量標準図式における数値地形図データ取得分類コード表が付されている。このコードを用いている地図には、他人にみだりに知られたくないような個人の生活の状況などの情報が含まれているとは考えにくく、プライバシーを直接的に侵害する可能性は一般的にないと言える。

ただし、プライバシーは法令等により明確に定義づけられているものではなく、その範囲にも解釈上の幅があるため、特に地価等の個人の財産に関連する情報の視覚・注記の表現については、利用目的に応じた公益的なニーズとプライバシーを侵害する可能性を比較衡量の上、必要に応じて加工措置などの一定の配慮が必要となる場合がある。

なお、プライバシーの観点からクレームが寄せられた際、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を(関係する)本人に予め確認しておくことで、提供の効率化が図れる。(2) 空中写真等でのプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

現状の技術レベルで撮影された空中写真等(地上画素寸法5cm程度)においては、人の顔の識別や自動車のナンバープレートの判読は依然困難である。すなわち、特定の個人について、その識別が可能であって、かつ、非公開の私生活が読み取れるような被写体が写り込む可能性は、限りなく低いと言える。

ただし、空中写真等の特性として、ほぼ真上の上空から撮影されるため、公道からは見えない塀に囲まれた部分など、他人にみだりに知られたくない私生活や財産などに関する情報が含まれる可能性を有しており、私生活を知られる、犯罪を誘発などを理由に、空中写真等の利用・提供を好ましく思わない者がいることから、プライバシーへの一定の配慮が必要とされる。空中写真等を広く一般にWeb公開し、閲覧に供する場合、プライバシーの解釈の範囲にも幅があり、また懸念される被写体の特定は困難であることから、①その公開、閲覧に供する目的、その利用によるメリットの明確化、②提供に慎重な考え方と利用ニーズのバランスを踏まえた適切な解像度への低減処理、③適切と

(3) 地上写真等でのプライバシー侵害の可能性と公開・閲覧に供する際の留意点

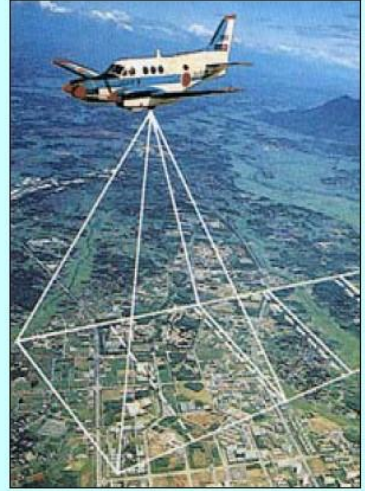
- 地上写真等に写っている特定の個人識別の可能性のある人の顔、表札及び車両ナンバーについて、塗りつぶしやぼかし等の加工措置を施しても、その大きさや鮮明度、撮影時間・場所によって、公開、閲覧に供する是非に対する国民意識が大きく変動することが想定され、(関係する)本人の主観的判断によっては、他人にみだりに私生活を知られる可能性があるとしてプライバシー保護の観点から問題を生じる可能性がある。
- 公開し、閲覧に供する際、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、地理空間情報活用推進基本法の理念に沿った目的とその利用によりどのようなメリットがあるのか、広く一般に周知していくことが必要である。
- また、懸念される撮影対象、撮影状況に応じた被写体の塗りつぶしやぼかし等の加工措置を効率的に実施するための作業手順を明確にしておくことが望ましい。
- その上で、Webを通じて公開主体の連絡先などを表示するとともに、被写体に問題がある場合の苦情を連絡できるよう、住民がアクセスする権利を保障した実効性のあるオプトアウトの手続きを行う態勢を整え、測量成果等の有効活用と個人の権利利益の保護の両立に努めることが望ましい。
- 公開し、閲覧に供するものの公開元としてプライバシーの侵害に関して積極的意図を持たない公開であること、またオプトアウトが適用できることなど秘匿処理等の処理手段を持っていることについて、Web公開などの手段により広く国民に周知することに留意する必要がある。
- また、プライバシーの観点からクレームが寄せられた際、有事・緊急時、統計の作成や学術研究の目的など、個人情報保護法令における利用目的以外の利用・提供制限の例外的な事項を参考にして、提供して良い範囲を(関係する)本人に予め確認しておくことで、提供の効率化が図れる。

参考: 地理空間情報における個人情報の取扱い・二次利用促進に関するガイドラインについて

利用・提供推進の考え方 (空中写真)



<個人情報該当性>



現在の技術水準：デジタル航空カメラにより地上画素寸法5cm程度の撮影が可能となり人影程度であれば識別可能
人の顔や自動車ナンバーの判読は依然困難。また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元等であり、他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。

<利用・提供の考え方>

個人情報に該当しない。
利用・提供に際して、
個人情報保護の観点から特段の制約はない。

ただし・・・

空中写真の特性上、塀で囲まれ公道から見えない場所などの情報が含まれる

※プライバシーや防犯の観点から一定の配慮（画像解像度の低減）が必要となる場合もある。

計測機器による取得データのイメージ

台車型計測装置（全方位カメラ画像）

拡大することで人の
顔も判読可能

計測機器による取得データのイメージ

MMS (全方位カメラ画像)



計測機器による取得データのイメージ

高解像度航空写真（5cm解像度）

